

## 常に

### 特許法

[H20-25-イ]外国語書面出願の出願人は、外国語書面及び外国語要約書面について、明白な誤記の訂正を目的とする場合であっても、常に、補正をすることができない。

○：外書不可

[H24-59-3]特許法第37条に規定する発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当する2つの発明は、同一の又は対応する特別な技術的特徴を常に有する。

○：特施規25条の8第1項

[R03-特15-ニ]専用実施権者は、質権者又は特許法第77条第4項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得れば、専用実施権を常に放棄することができる。

○

[H19-18-ハ]特許無効審判において、被請求人が、審判長が指定した期間内に、願書に添付した明細書の訂正の請求Aを適法にした後、その期間内に、願書に添付した明細書の訂正の請求Bを適法にした場合、訂正の請求Aは、常に、取り下げられたものとみなされる。【★】

○：特134条の2第6項

### 実用新案法

[H20-01-ロ]株式会社甲は、特許出願を、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際の謄本の送達を受ける前であって、その出願の日から7年6月を経過したときに実用新案登録出願に変更した。この場合、当該実用新案権の存続期間の満了までの期間は最大で2年6月であるが、甲は、第1年から第3年までの各年分の登録料を出願の変更と同時に一時に納付しなければならない。

○：同時に一時に納付。このときは常に3年分納付する。

### 意匠法

[H28-意07-1]意匠登録出願人は、二以上の意匠を包含する意匠登録出願について、手続補正をすることができる時期であれば、常にその出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。【★★】

○：補正の時期と分割の時期とは一致

[H15-45-4]補正却下決定不服審判において、審決によりその決定を取消すべき場合に、その決定と同時に意匠登録をすべき旨の審決をすることは常にできない。

○

### 商標法

[R03-商06-ロ]商標登録出願人は、2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願とすることができるが、その新たな商標登録出願は常にもとの商標登録出願の時にしたものと同様にみなされるわけではない。

○：原出願で納付すべき手数料を支払っていない

## 場合はない

### 特許法

[H18-02-ニ]外国語書面出願の出願人は、当該外国語書面について補正をすることができる場合はない。

○

[H19-21-ロ]甲が自らした発明イを刊行物に発表したことにより、発明イを知った乙は、自らした発明ロについて特許出願Aをし、発明イを甲がしたものとしてその願書に最初に添付した明細書に記載した。その後、甲は、Aの出願公開前に、発明イについて発明の新規性の喪失の例外（特許法第30条）の規定の適用を受けた特許出願Bをした。この場合、Aについて出願公開がされても、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶される場合はない。

○：特29条の2。  
発明者同一の場合  
適用なし

[H29 追-特 04-ホ]特許出願Aの出願人甲は、明細書等に記載した事項の範囲内において、出願Aを分割して新たな特許出願Bをした。このとき、出願Aに係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について仮通常実施権 $\alpha$ を有していた乙が、仮通常実施権 $\alpha$ の設定範囲で定めた範囲内の事項を実施するために、出願Bについても新たな仮通常実施権の許諾を受けることが必要となる場合はない。なお、明細書等とは、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲及び図面をいうものとする。また、仮通常実施権の設定行為に別段の定めはないものとする。

○：特34条の3第  
6項

[H18-02-イ]外国語書面出願の出願人は、その特許出願の日から1年4月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならないが、特許法の規定によっては当該出願人の請求により当該提出期間の延長が認められる場合はない。【★】

○

[H18-46-ロ]実用新案登録に基づく特許出願は、優先権の主張の基礎とすることができる場合はない。

○：特41条1項2  
号

[H18-02-ホ]外国語書面出願の出願人は、当該外国語書面の日本語による翻訳文を提出した後でなければ、当該特許出願の分割をすることができる場合はない。【★】

○：翻訳文提出前は  
明細書等が存在し  
ない

[H19-40-イ]パリ条約による2以上の優先権の主張を伴う特許出願であって、出願公開の請求がなされていないものは、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日から1年6月を経過する前に出願公開が行われる場合はない。なお、他のいかなる優先権の主張も考慮しないものとする。

○

[H29 追-特 18-3]甲は、特許出願Aを実用新案登録出願Bに変更し、出願Bは実用新案権の設定の登録がされた。その後、甲は、出願Aについて、特許法第65条第1項に規定する出願公開に基づく補償金請求権を行使できる場合はない。

○：特許出願Aはみ  
なし取下げ

[H30-特 14-イ]特許権が共有に係るときは、各共有者は、その特許発明の実施を他の共有者の同意を得ずにすることができる場合があるが、自らの持分の譲渡を他の共有者の同意を得ずにすることができる場合はない。【★★】

○:特 73 条第 1 項、  
第 2 項

[H26-49-5]特許権者甲の特許権 A について乙及び丙の共有の専用実施権が設定され登録されている場合において、専用実施権者乙の持分が相続その他の一般承継により丁に移転される時、甲又は丙のいずれかの承諾又は同意を必要とする場合はない。

○:一般承継

[H25-57-ハ]特許権侵害訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものか否かが争われた場合に、審理を不当に遅延させることを目的として被告により提出された攻撃又は防御の方法について、裁判所は申立てにより又は職権で却下の決定をすることができるが、被告はこの却下の決定に対し独立に抗告をすることができる場合はない。

○

[H19-29-2]職務発明についての相当の対価の請求に係る訴訟においては、特許法第 105 条の 4 の規定による秘密保持命令が発せられる場合はない。

○

## 実用新案法

[H26-29-4]実用新案登録出願から変更された特許出願を実用新案登録出願に変更できる場合があるが、実用新案登録に基づく特許出願を実用新案登録出願に変更できる場合はない。

○:実 10 条第 1 項  
かつこ書き

## 意匠法

[H27-31-4]甲は、自ら創作した意匠イに係る物品の販売を開始し、その後、イについて意匠登録出願 A をした。甲の販売開始後、A の出願前に、乙が、イに類似する意匠ロを自ら創作し、公然知られた状態にしたとき、甲がイについて意匠登録を受けることができる場合はない。【★★】

○:乙の自ら創作したロが公知であるため(4条適用不可)

[H21-38-ハ]甲は、自ら創作した意匠イについて秘密にすることを請求して意匠登録出願 A をし、意匠権の設定の登録を受けた。甲は、当該登録意匠に係る意匠公報で、A の願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容を記載しないものの発行の日後に、意匠イの一部と類似する意匠ロについて意匠登録出願 B をした。このとき、意匠ロが、意匠登録を受けることができる場合はない。

○:最初の公報発行～秘密期間経過後の意匠公報発行の日前も3条の2により拒絶

[H21-38-ニ]意匠登録出願 A に係る「自動車」の意匠が、A の出願の日前に出願され、A の出願後に意匠公報に掲載された他人の意匠登録出願 B に係る「自動車」の意匠と意匠全体が類似であるとき、A は、A に係る意匠が意匠法第 3 条の 2 の規定に該当するとして拒絶される場合はない。【★★】

○:先願>後願の関係になっていない。全体が類似しているため9条違反

#### 4 ● 例外を許さない問題

[H22-18-ロ] 甲が、自ら創作した相互に類似する意匠イ及び意匠ロを展示会で同日に公表し、意匠イについて、公表の日から3月後に意匠法第4条第2項の規定（意匠の新規性の喪失の例外）の適用を受けるための手続をして意匠登録出願Aをした。乙が、イ及びロを参考としてイに類似する意匠ハを自ら創作し、イ及びロの公表の日からAの出願の日の間に、当該意匠ハが頒布された刊行物に掲載されていたとき、甲が出願Aについて意匠登録を受けることができる場合はない。【★★】

[H21-14-ニ] 組物の意匠の意匠登録出願は、パリ条約の同盟国においてその構成物品すべてが一出願されていなければ、パリ条約による優先権の主張の効果が認められる場合はない。

[H21-14-ホ] 願書に添付した図面等に、一の物品しか記載されていなければ、組物の意匠として意匠登録を受けることができる場合はない。【★★★】

[H29-意 06-2] 甲は意匠イを創作し、意匠イについて意匠登録出願Aをした。その後、甲は意匠ロを創作し、意匠ロについて、意匠イが意匠公報に掲載される前に、意匠登録出願Bをした。その後、出願Aは登録され意匠イは意匠公報に掲載された。ところが、出願Aの出願後、出願Bの出願前に、第三者が、意匠イと意匠ロの双方に類似する意匠ハについて意匠登録出願Cをしていた。この場合、出願Bは、出願Cの存在を理由として拒絶される場合はない。【★★】

[R03-意 07-1] 甲の意匠イに係る意匠登録出願Aと、乙の意匠ロに係る意匠登録出願Bとが同日にされた。意匠イと意匠ロとは類似しないが、意匠イに類似する意匠が、意匠ロにも類似する場合、甲と乙が意匠法第9条第4項の規定に基づく協議指令を受ける場合はない。

[R03-意 06-1] 甲は、意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠権の設定登録がされた。その後、甲は意匠イに類似する意匠ロについて、出願Aの意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願Bをした。甲が、意匠登録出願Aの意匠権を、意匠登録出願Bの出願後であって意匠登録をすべき旨の査定を受ける前に放棄した場合、出願Bに係る意匠ロは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録される場合はない。

[H29-意 06-4] 甲は意匠イを創作し、意匠イについて日本国を指定締約国を含む国際出願をし、当該国際出願は国際登録後、国際公表された。その後、甲は意匠イに類似する意匠ロを創作し、意匠ロについて、当該国際出願に基づく国際意匠登録出願Aの意匠イが日本国の意匠公報に掲載される前に、国際意匠登録出願Aを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願Bをした。この場合、出願Bは、意匠イ以外に類似する意匠が存在しなければ、類似関係を理由として拒絶される場合はない。【★★】

[H19-47-5] 組物全体として統一がある組物の意匠に係る意匠登録出願Aについて、出願を分割して、Aの一部を当該組物を構成する物品の1つに係る意匠についての新たな意匠登録出願Bとすることができる場合はない。

○：出願日が遡及する訳ではない（第三者公知行為）

○：第1国で組物（又は1出願）として出願されている必要あり

○：組物を構成する意匠が必要

○：CはAの存在から9条違反で拒絶。先願の地位なし。

○

○：本意匠の意匠権が放棄されている

○：登録を受けられる。関連意匠として出願すると国際公表で新規性喪失せず。

○

[H21-41-ニ] 審査官は、願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正を決定をもって却下したとき、その決定の謄本の送達があった日から3月を経過する前であっても、当該意匠登録出願について意匠登録をすべき旨の査定をすることができる場合はない。

○：意17条の2第3項。査定をしてはならない

[H16-08-ニ] 補正の却下の決定に基づく新たな意匠登録出願をした者は、当該意匠登録出願に係る意匠について、意匠法第4条第2項（意匠の新規性の喪失の例外）の規定の適用を受けることができる場合はない。

○：補正却下の出願は出願日に新喪失の手続できず

[H14-39-2] 甲が自ら創作した意匠についての、補正の却下の決定に基づく新たな意匠登録出願Aが、意匠登録された。その場合において、当該補正について手続補正書を提出した日後に出願された乙の意匠登録出願Bに係る意匠が、Aに係る意匠に類似するものであるとき、乙は、Bに係る意匠について意匠登録を受けることができる場合はない。ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、意匠登録を受ける権利又は意匠権の移転はないものとする。

○：Aの出願時点は補正書提出時

【★★★】

[R02-意 07-イ] 特許出願Aを、意匠法第13条の規定に基づき適法に、意匠登録出願Bに変更し、当該出願について意匠権の設定登録がされた。当該意匠権は、特許出願Aの出願日から25年を超えて存続する場合はない。

○：元の特許出願Aの出願日から25年

[H17-42-ホ] 登録意匠の実施が継続して3年以上日本国内において適当にされていないとき、当該登録意匠の実施をしようとする者は、そのことを理由として、当該意匠権者又は専用実施権者に対し、意匠法の規定により通常実施権の許諾について協議を求めることができる場合はない。

○

[H25-25-ニ] 審査官による拒絶の理由の通知を受けて、願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正が、これらの要旨を変更するものに該当するとして決定をもって却下された。この場合、補正の却下の決定の謄本の送達を受けた意匠登録出願人が、補正後の意匠について意匠法第17条の3の規定による新たな意匠登録出願をした後は、当該補正の却下の決定については、補正却下決定不服審判を請求することができる場合はない。

○：新出願をした場合は審判請求不可

[H21-41-ロ] 補正の却下の決定を受けた意匠登録出願人は、当該補正後の意匠について補正の却下の決定に基づく新たな意匠登録出願をした後は、その決定の謄本の送達があった日から3月を経過する前であっても、補正却下決定不服審判を請求をすることができる場合はない。

○：新出願をした場合は審判請求不可

## 商標法

[R04-商 02-5] 甲は、指定商品を「電子出版物」とする登録商標ハの商標権者である。甲は、登録商標ハを付した電子出版物をダウンロードさせずにオンライン上で有償提供している。甲の当該提供行為は登録商標ハの使用に該当する場合はない。【★】

○

6 ● 例外を許さない問題

[H18-50-ロ]商標登録出願において指定する役務について、その役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標については、商標法第3条第2項に規定する商標に該当するものとして、商標登録を受けることができる場合はない。【★】

○: 3条1項1号には適用なし

[H25-49-ホ]武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第158条第1項の特殊標章と類似する商標は、商標登録される場合はない。【★★】

○

[H25-49-ハ]政府若しくは地方公共団体が開設する博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）は、商標登録される場合はない。【★★★】

○

[H18-56-ハ]地域の名称のみからなる商標については、地域団体商標の商標登録を受けることができる場合はない。

○: 地域の名称のみは不可

[H29-商 08-3]他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品についてその商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際、現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているとき、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合には、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。この権利が、当該業務を承継していない者に承継される場合はない。【★★★】

○: 先使用権は業務を承継した者にしか移せない(業務承継者)

[H17-16-1]商標権者から、商標権の侵害であるとして侵害行為の差止めを請求された者は、その行為が無過失によるものであることを立証することにより、その行為の差止めを免れることができる場合はない。

○: 過失等は要件ではない

[R03-商 04-5]裁判所は、商標権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、立証されるべき事実の有無を判断するため、相手方が所持する書類について、査証人に対し、査証を命ずることができる場合はない。

○: 査証は準用されていない

[H24-60-1]登録異議申立人たる会社甲が合併により消滅したとき、当該登録異議申立人の地位は、合併後存続する会社乙に承継される場合はない。【★★★】

○

[H16-31-2]商標登録の無効の審判においては、その審判の請求書に記載した請求の理由について、その要旨を変更する補正が認められる場合はない。

○: 要旨変更補正は不可(131条の2①1号のみ読替準用)